監 事 監 査 報 告 書

令和７年５月２０日

学校法人　愛　泉　学　園
理　事　会　御　中
評　議　員　会　御　中

学校法人　愛　泉　学　園
監　事　希代　雅彦
監　事　陽谷　節子

私たちは、旧私立学校法（令和５年５月８日施行）第３７条第３項及び学校法人愛泉学園旧寄附行為（令和２年４月１日施行）第７条の規程に基づき、学校法人愛泉学園の令和６年度（令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで）における財産目録及び計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び附属明細表）を含め、学校法人の業務並びに財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査を行った。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決済書類を閲覧するなど必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人愛泉学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、財産目録及び計算書類は会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務及び財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは旧寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。